

# 大林宗嗣と志賀志那人のセトルメント論

— 教育という方向と協同組合という方向

Theories of Social Settlement by Munetsugu Obayashi and Shinando Shiga

— Directions toward Education and Cooperative Movement

柴田謙治

Kenji SHIBATA

## はじめに — 研究の背景, 目的と対象, 方法

柴田謙治(2017)で述べたように、今日の日本では貧困に対応する社会福祉や地域福祉、そして「支え合い」ととどまらない人権思想についての考察が求められる。しかし大阪の石井記念愛染園隣保館ならびに石井記念愛染園西成市民館を除くと、日本で現存するセトルメントでは、そのような実践の蓄積は乏しい。

そのため柴田謙治(2017)では、日本でセトルメントが貧困問題に取り組んでいた時代に遡り、①隣保事業の定義では、セトルメントの定義に比べると、「貧困地域における取り組み」よりも「総合性」が強調される傾向があり、②セトルメントの輸入性もあり、「貧困な地域住民の社会的・精神的生活の向上」と「近隣関係の涵養」「社会改良」という、異なる目的を達成できるのかに現場も苦悩し、「目的・理想と実態の乖離」も論じられたことを明らかにした。そこから③隣保相扶や総合性を重視する隣保事業と、民主主義思想に基いて貧困な人に教育的な役割を果たすセトルメントの違いを明確にする「セトルメント・隣保事業の峻別」も議論され、④牧賢一は、

無産者階級への教育に取り組むべきであるのに、無産者運動に比べると微温的に留まらざるを得ず、その役割も限定的な「隣保事業の行き詰まり」を嘆き、論争を招いたことも明らかにした。⑤この論争は、当時の日本の思想的状況下では、キリスト教社会主義や協同組合思想は屈折しながらも辛うじて生存可能であったのに対して、マルクス主義的なセトルメント論は生存が極めて困難であったことを示していた。⑥戦時体制への移行と共に、隣保事業の思想的保守性が前面に出るようになったことも掘り起こした<sup>1)</sup>。

そして柴田謙治(2018)では、①セトルメントの対象論では、組織を作る能力を重視して最も貧困な階層を「対象外」とみなす見解と、広範な大衆の窮乏化と連続する「貧困な階層」とみなす見解が併存していた。②セトルメントの対象論が問われた時期は救護法の実施直後であったため、貧困のどのような側面に対して社会政策とセトルメントがそれぞれの役割・機能を果たすのか、という議論は深まりにくかった。③方面委員令の公布により、隣保事業が方面事務に吸収されかねない状況もあった。④セトルメント・隣保事業の公営・私営をめぐる論争は、両者の長所と

短所を勘案し、「人の問題」に帰結した。⑤セツルメントで用いられるソーシャルワークの方法として、グループワークとコミュニティ・オーガニゼーションが挙げられた。⑥セツルメントの教育的側面も重視され、近隣性を涵養するコミュニティ・センターへの途も第二次世界大戦前から示されていた、という新たな知見を得た<sup>2)</sup>。

柴田謙治(2017)ならびに柴田謙治(2018)では、第二次世界大戦以前(戦前)を代表する『社会事業』『社会福利』『社会事業研究』に掲載された、セツルメントや隣保事業に関する論文について考察した。この作業には幅広い執筆者の論文を参照できたという長所もあったが、一つ一つの論文の短さにより、当時のセツルメントや隣保事業についての理論の「深さ」を検証しきれないという限界もあった。そのため本稿では、戦前を代表するセツルメント論者である大林宗嗣と志賀志那人の理論を考察することで、戦前のセツルメント論の深まりや到達点を検証したい。なお賀川豊彦については稿を改めて詳論するため、本稿ではふれない。

本稿は文献による歴史研究のため、「金城学院大学研究倫理指針」(2015年12月21日制定)ならびに「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」(2010年4月1日施行)、「社会事業史学会研究倫理指針」(2015年5月10日施行)を遵守して執筆した。なかでも倫理的配慮として、「引用」や「差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語」に注意して、本稿を記述した。

通常の研究では、仮説や研究の枠組みの提示がおこなわれるが、社会福祉の歴史研究では仮説を明示して検証するというスタイルだけでなく、仮説を示さずに資料から新たな知見を発掘するというスタイルの研究もある。本稿は後者に該当するため、特に仮説を示さ

ない。研究の枠組みについては、柴田謙治(2017, 2018)との連続性という観点から、「セツルメントの定義と目的」、「対象、事業、組織」「思想」を共通する枠組みとし、教育的方向や協同組合論といった、それぞれに独自の内容を付け加えて、大林宗嗣と志賀志那人の理論を再検討したい。

なお本稿で扱う時期については大正デモクラシーや昭和恐慌など元号との関連もみられるため、本文中の必要と思われる個所と巻末の【文献】には西暦と元号を併記した。

## 第1節 『セツルメントの研究』における 大林宗嗣のセツルメント論

### (1) 大林によるセツルメントの定義(条件) と目的

大林宗嗣が1925(大正14)年に出版した『セツルメントの研究』は、大林が1921(大正10)年に大原社会問題研究所から出版した『ソーシャル・セツルメント事業の研究』を改稿したものである。出版年では后者の4年後に前者が出版されたことになるが、「起稿時期」では両者の出版の間隔は6年間となる。大林はこの時期に、セツルメントは個別的社會事業(ソーシャル・ケース・ワーク)から大衆的社會事業(ソーシャル・マス・ワーク)や社会教育的方面に向かうようになり、創立当初のセツルメントに復帰しつつあるとあってよい、と述べた(1925=2008:3)。柴田謙治(2017)と柴田謙治(2018)で取りあげた『社会事業』や『社会福利』、『社会事業研究』、そして本稿の後半で言及する志賀志那人のセツルメント論には昭和期のものが多いが、そのなかで大林が「セツルメントの研究」で記した内容は、大正期の日本におけるセツルメント論として貴重である。

大林はセツルメントについて、以下のように記述した。若干長文ではあるが、大林によ

るセツルメントの定義として、理解することができる。

「セツルメントに必要な条件として（一）斯業者全き一個の友人として其の隣保に対して人格的接触をなし（二）絶えず其の隣人の福利の爲めに物質的並に精神的欠乏を補給し（三）其のコミュニティーに定住又は仮住すると云ふ条件を以て、現今我国に行はれてゐる所謂セツルメント事業と云ふものを見るに、その中果たしてどれだけが之等の条件を満足し且つ実行してゐるかは猶ほそこに疑問がないでもない。第一赤裸々の友人たる資格で個人的接触をなすには官吏或は市吏たる肩書はいらぬ事になる。さうするには其の肩書に依つて之を行つてゐる官設又は市立の事業は此の第一の条件に相当しない。又事実には於て欧米では官設又は市立（或は公設）のセツルメントと云ふが如きものはない。よしんばそれがセツルメントの事業に類似した仕事を爲してゐるにせよ之をセツルメントとは呼んでゐない。次に又其の隣人の物質的或は精神的欠乏を補給してゐるにしても其処に補給者と被補給者との間に、施与者対被施与者感情、又は優越者対卑下者感情等の背景的感情なくして之等がどれ丈の友誼的態度で行はれてゐるかも亦疑問である。もし斯る感情が両者の間に存在してゐたとせばそれは精神的欠乏を補給してゐるとは云ひ難い。更に又コミュニティーに定住し、或は仮住し一即ち一定期間だけ居住し一て之を行つてゐるか否かも亦我国のセツルメントに於ては問題となり得る。若し右の様な意味で之を精選して見るならば或は茲に掲げた所の凡ては厳正な意味でセツルメントとは云へないかも知れない」（大林 1925 = 2008 : 160 - 1）

前述の定義は、アメリカのセツルメント論で散見される「条件」にもとづくものであり、「人格的接触」と「物質的並に精神的欠乏の補給」、「定住又は仮住」が挙げられた。また欧米との比較に加えて、「対等性の重要さ」という観点からも、市立のセツルメントが批判された。なお大林が大原社会問題研究所から「ソーシャル・セツルメント事業の研究」を出版した1921（大正10）年は、大阪市立市民館（後の「北市民館」）が設立された年でもあった。

前述の定義では、大林が重視したい点はそれほど強調されていないが、当時の労働者のなかには、公的な教育を受けられない者が相当数存在していたため（1925 = 2008 : 190）、大林は「セツルメントの意義」として、教育性を強調した。大林によると、国家による公民教育や社会教育は有閑階級の市民的文化を労働者階級に強要しようとしたものであり、その対象は労働者階級以外の限られた人のため、労働者階級には届かない。自己の実生活から生まれない文化を強要されることは迷惑であり、注入的でなく、開発的な文化が求められる。そしてセツルメントの社会教育は、人間生活に必要な科学的知識を獲得する機会を与える、社会教育である（1925 = 2008 : 14 - 5）。これらの記述から、大林にとっての「セツルメントの目的」は、「労働者階級の実生活から始まる、開発的な社会教育」であることが読みとれる。

## （2）大林にとってのセツルメントの対象と事業

柴田謙治（2018）で述べたように、昭和期の「セツルメントの対象論」では、牧賢一の理論を除くと、「無産者」ということばは使用されていたものの、構造的な視点や貧困者への共感はそれほど前面には出ていなかった。

た。「昭和ゆえ」であったのかもしれない。

しかしこの時期に大林は、資本主義社会の付随物として貧困が生み出され、そこにセツルメントの使命が見いだされると述べ、社会の実権が封建領主から資本家階級に移ると、資本家階級は労働力を最大限に搾取し、利益を上げられなくなると解雇するため、無産労働者階級と利害が相反し、社会の分裂と対立が激しくなったと明言した（1925 = 2008 : 40, 48）。ここまで書いたのが時代背景によるのか、大林の人柄によるのか、大原社会問題研究所のおおらかさによるのかは定かではないが、戦前のセツルメント論のなかでは今日の社会的排除／包摂論と最も近い「対象論」なのかもしれない。

大林はセツルメントの事業として、①教育、②修養（身体的・精神的）、③クラブ、④経済的施設（一時的な社会政策から生まれ、社会組織の改造のためではなく労働者の生活の根本に触れるための手段）、⑤社会事業的施設（母性並に児童保護、社会衛生、教化事業）、⑥慰安及び娯楽、⑦研究調査を挙げた（1925 = 2008 : 175 - 185）。ただし大林は、セツルメントにおいて「事業は二次的であり、人物が主要である」と述べ、イギリスにおける会館式（人々を会館に集めて指導や教育を施す方式）から分散的（事業の事務を取るだけの事務所を有して、事業は労働者社会に広く分散して行う方式）への流れを紹介した。教育的セツルメントを重視する論者にはそれほど「事業」にはこだわらない傾向もみられるなかで、大林が紹介した「布教の目的は悔改、セツルメントの目的は相互理解」というバーネットのことは含蓄に富んでいる（1925 = 2008 : 171）。

なお前述の「指導」とは、労働者がもつ可能性の開発指導を意味しており、アマルティア・センの「ケイパビリティ」論を想起させ

る（大林 1925 = 2008 : 168, Sen 1985 = 1988 : iv）。大林はそれ以外にも、セツルメントが小社会（コミュニティ）を組織することを目的として小社会の仕事（コミュニティワーク）をおこない、隣人の交際によって社会生活の完成を期することや、社会制度を改善する運動であり社会教育の機関でもあるセツルメントが社会改良に取り組むことも記述した（1925 = 2008 : 28 - 9）。

### (3) 労働者への社会教育のあり方

大林は労働者階級の社会教育について以下のように述べ、セツルメントの民間性を擁護した。

「殊に国家は家庭の慰安、精神上の満足と云ふことに対しては極めて無能力である。そこに初めてセツルメントの大きな使命がある。併しながらセツルメントは只だそれだけの使命を果たす事を以て満足はしない。それにはモット（マ）大きな使命がある。それは社会の最大多数を占めてゐる労働者階級の社会教育と云ふ事である」（大林 1925 = 2008 : 41 - 2）

そして以下の文章では、セツルメントに求められる「上から下へ」とは異なる立場性と、「生活に入り込む」ことの重要性が強調された。このような「セツルメントの国家からの独自性」は、セツルメントの思想的立場にもつながる。

「国家の社会教育は上から下へ臨む社会教育であるがセツルメントのそれは下から上へ向かふものである。即ち教育者は労働者の生活圏内に入り込んで其の家族と共に生活しながら之に教育の機会を与ふるのである。従って国家の社会教育の手が届かな

い処まで及ぶのである。また国家のそれは現代の国家が依つて建つ制度を擁護するために其の制度に関連するあらゆる伝統に依つて掣肘を受けてゐるが、後者は直接国家の支配を受けない自由教育と云ふ事である。斯る意味に於て官製セツルメントと云ふものはない。若し斯るものがあるとせば、それは極めて変則的なものであるか然らざれば此の名義を与へ得ないものである」（大林 1925 = 2008 : 19 - 20）

#### （4）大林による「セツルメントの思想的立場」

大林は、「その人の所有物ではなく、その人自身を与える」というイークスリーの言葉を紹介し、特権階級が存在を必要としない社会制度を実現しようと努力するように人々を覚醒させ、必要な能力を与えて、相互扶助の思想を制度の上に実現する必要を自覚させることを重視した（1925 = 2008 : 26, 42）。相互扶助の思想を出発点として、以下のように「全人愛」というキリスト教的なことばも用いた。

「之等の言葉を通じて現はされてゐる思想は一個人的接触を通じて労働者階級の物質的に精神的要求を満たし且つ彼等に教育の機会を与へて自発的に自己の文化を創造し自己開発をなす人格を作らしむる事である。従つて其の特色は社会人としての差別観を排斥する事である。換言すれば其の運動の根底は『全人愛』にあると云つてよい。かの優越者が下級者に対して恩恵を施すが如き思想を全然排斥するのである」（大林 1925 = 2008 : 22）

大林による、資本主義樹立のために使用された「自由思想」は、無産労働者階級に個人の価値を自覚させ、人権の宣言や階級的解放

のためにも用いられたという文脈から、「人道主義的社会運動の根底にある自由主義」と理解できる。そして大林は、資本主義国家がセツルメントに責任をもつべきだが、既存の社会制度の基礎を批評するのではなく、当面の必要に迫られて処置をおこなうと述べ、階級闘争を是認する純正社会主義の思想と階級闘争を否定する基督教社会主義運動の違いを強調した。大林は以下のように運動性を重視したが、当時は社会主義的な運動性というよりは、それと一線を画した自由主義的社会改良思想の立場をとっていたのかもしれない（1925 = 2008 : 49, 40, 67）。

「斯くてセツルメントは社会改造の根本に向つて其の第一歩を進め、爾余の社会運動と相俟つて其の努力を進めて行くのである。而して吾等は其の社会教育の成果が遠からずして何等かの有意義なる効果を示すであらうまでに深き期待を有するものである」（大林 1925 = 2008 : 44 - 5）

このことは、現代社会は経済制度の根底において、特権を獲得し、物質的にも精神的にも自己の属する階級に適切な文化を創り上げ、教養を取得し恩恵に浴している階級と、不利な境遇に置かれ、絶えず日常生活に脅威を受けつつ、文化の創造を不可能にさせられ、物質生活では衣食住への欲望を遂げられない状態の階級との分裂があるなかで、セツルメント運動は有閑階級の文化と無産者階級の文化を対立させ、階級的な分裂から、互いに争わせるような素地を造ることを意味しない、という記述からも読み取ることができる（大林 1925 = 2008 : 17）。大林は「無産階級の独裁の実行により社会制度の改変を急激に実施する」という主張は、全有機体社会の一つの瘤を取り去り、代わりに更に他の瘤を作り出す

のであり、無産者の独裁の失敗は無産階級に文化というものがなかったことに起因するため、そこにセツルメントの使命があると喝破した（1925 = 2008 : 18 - 9）。

## 第2節 大林, 川上論争における公的責任と福祉多元主義

### (1) 1970年代における「大林, 川上論争」と大林宗嗣についての評価

大橋謙策は「大林, 川上論争」について、大正末期から昭和初期の日本の社会事業の転換期に、大林宗嗣が「従来の社会事業は国営にし、私的社会事業は社会教育家、大衆運動家へ進むべきである」という方向転換論を提起したのに対して、川上貫一は「国家責任による社会事業があるなかで、私的社会事業は教育的、予防的、大衆的でなければならない」という点には賛成しながらも、それが「現実の犠牲者を放任して置く」ことにならないかと危惧し、そのような理想との乖離に私的社会事業の合理性が認められるため、社会事業が大衆へと向かうような方向転換を提案した、と説明した（1978 : 114 - 6）。

吉田久一が指摘したように、この論争では私設の「前衛」的役割が焦点となり（2015 : 69）、「現実の犠牲者を放任して置く」のかも論点となった。筆者は本稿で、両者の論争は国家責任による福祉国家論と福祉多元主義との相違を想起させることを補足したい。

永岡正己は大林宗嗣について、「(19) 28 (昭和3) 年末から、社会事業を直接無産階級に奉仕し、間接に有産階級の搾取に奉仕する無産階級の損失苦悩の緩和救済の努力と規定し、同時に理想社会建設の予備的手段と考えて、社会政策化と自主的支配を主張している。大林は社会主義社会の社会事業を想定し、当時すでに指摘されたように、セツルやイギリス社会改良主義から生じた社会事業と階級闘

争の媒介項なしの結合や概念規定の曖昧さは、彼の理論的弱さを示しており、後の文化政策への転向につながってゆく」（1979 : 267）と論じた。筆者はここで、大林の「社会政策化」と「社会事業と階級闘争の媒介項なしの結合」について、考察したい。

### (2) 「大林, 川上論争」についての補足

大林, 川上論争が幕を開けたのは、1926 (大正15) 年に刊行された『社会事業研究』第14巻第5号所収の、大林宗嗣「社会事業に就いての一の考へ方」であった。この論文で大林は、社会事業の業務増と細分化・煩雑化のなかで、多くの社会事業家の仕事が限定され、雑務も含めて事業の維持のために消耗し、創業時のインスピレーションに水を注がれているため、社会事業は社会思想の進歩についていけず、「行き詰った」と指摘した（1926a : 1）

その背景として大林は、資本家による擁護と後援によって成り立つ資本主義国家の欠陥から生みだされる社会悪に対して、責任をもつべき国家は予防的手段を講じずに、私的社会事業家の献身的な努力への僅かな奨励金の支給にとどめる、と指摘した（1926a : 2 - 3）。

大林はこの行き詰まりと矛盾を解決するために、事後的救済事業は国家の直営とし、民間の社会事業家は社会悪の予防を目的とする無産労働者への社会教育に取り組むことを提案した。無産者の教育により社会悪を未然に防ぎ、職業教育によって経済的に独立できるようにして、労働時間の短縮や賃金の増加、無産労働者の母性保護等によって、無産労働者に文化獲得の機会を与える、という進路を構想したのである（1926a : 3 - 4）。なお筆者は、労働時間の短縮や賃金の増加は、社会政策でなければ実現困難であると考える。

そして大林は、事後的な救済よりも根本的

な解決を求めることが必要なため、社会事業の個別的な方向は国家の直営とし、社会事業家が社会の大衆運動（マスマーク）に向かうことを提案した。一部の小部分的な事業が社会全体を幸福に導くことは不可能であり、全社会が協力して労働民衆の地位改善や向上に資するべき時に、社会事業も旧式なやり方に局限されず、大衆が求める「広い意味での労働者階級の文化」の創造と、それを可能にさせるような生活状態の向上改善に応じるよう努力しなければならない、というのがこの論文の概要である（1926a：4-5）。大林は別の論文で、この論文の主旨は当時の事業や社会悪の犠牲者を放棄するというものではなく、「国営に移管する」というものであったと敷衍した（1926b：14-5）。

これに対して川上貫一は、社会政策の「賃金問題が解決すれば労働問題は解決する」という性質に対して、社会事業は「これだけ実行すれば満足である」という限界がなく、無限の要求をもち、最終的な解決が難しいため、国営化は容易ではないことを指摘した。それゆえに、国営化が実現するまでは私的社會事業の活動は必要である、というのが川上の主張であった（1926：18-9）。川上は、私的社會事業には存続する余地があり、存在価値を失うとは考えず（1926：21）、「事業の国営なり公営なりを信じると同時に私設社會事業存在の価値を認めるのであるから、その私的社會事業の理想なり機能なりの合理化を希望することは定に当然のことではなくてはならぬ」と述べたのであった（1926：22）。筆者はこの点について、福祉国家において公的部門による福祉がすべての必要を充足するのか、ベヴェリッジが「ボランティア・アクション」で述べたように、民間部門に委ねられる余地があるのか、という議論を想起した<sup>3)</sup>。大林は前者に期待し、川上は後者に後でいう「福

祉多元主義」的な役割を見出したということなのかもしれない。

ただし川上もまた、社会事業の公営化の必要性を認めていた。川上は篤志的社會事業の短所として、①事業の社会的体系が整わない、②財源の不確実さ、③経営や方針が主観的・独断的に流れ、単なる仁慈同情の念による非科学的結果に陥りやすいという点を挙げ、事業の体系を社会的に統一し、事業を社会的に経営するために、社会全体が共同で経費を負担しなければならないと述べた。そのためには社会事業の公営が必要であり、篤志的社會事業の役割は、①先駆的事业の経営、②事業の成果に対する実験的経営及び自由手腕の適用、③人道的及宗教的信念に立脚する精神的経営となる（1927：62-3）。この点は、福祉多元主義的、あるいはボランティア・アクション論的である。

このような川上の私設社會事業論は、「私設社會事業の方向転換」における以下のような主張につながった。資本主義発展の初期には、慈善事業は宗教や人道に基づく倫理的な行為として存在価値を示した。しかし明治の末期から大正の初期における日本資本主義の破綻と無産階級の窮迫・覚醒・反抗は資本主義の牙城を動揺させ、支配者が社会的施設を設置した。そのため篤志的事业は財源難もあり、「篤志によっておこなわれる」という社会的理由を失った。そのような状況のなかで私設社會事業は、宗教や人道的センチメンタリズムを放棄し、民主的社會事業を設立して、再生しなければならない（1930：2-4）。「私設社會事業が不要になった」という結論にならなかったところには共感できるが、再生の方向が書かれていない点は具体性を欠く。ただし時節柄、「書けなかった」可能性もあるのかもしれない。

### 第3節 昭和期における大林の論調

#### (1) 社会政策による根源的解決の提唱

大林は「私の労働者教育観」において、有産有閑特権階級が労働者をさえぎり、「人類最高の目的の完成」という共同目的の実現を妨げていることから、労働者の教育の必要性を強調した(1927:18)。

また「社会事業と社会運動」においては、社会事業が社会の支配的勢力の利益を擁護するための懐柔的な政策であれば社会運動と目的で相反し、社会事業が社会の下敷きになった人々のための奉仕であり、社会運動と目的で相反しないのであれば、考察と熟慮が足りないと言われる余地があると述べた。当時の社会運動と社会事業の関係の微妙さが伺われる記述である。そして社会運動より前から存在した社会事業が急速に発展した社会運動に追い越されたため、社会事業は経済の欠陥の改革を目的とする社会運動と接触し、そこから学ぶ必要があると指摘した(1928:35-8)。ここまでは、前節で述べた大林の理論と整合する。

大林は「新社会政策への主張に就いて」で自らの理想を「自治的社会政策」とし、事後的救済とは異なる「社会政策の普遍性と体系性、予防性」を挙げ、社会政策による社会問題の根源からの解決を主張した(1928c:18-20)。そして「社会事業と社会政策に就いて」では、社会政策学者による「社会政策も社会事業も、社会の下層に沈殿する、憐れむべき階級を対象にする」という主張に対して、「社会事業は階級だけでなく個人も対象にする」というケースワーク的な指摘をおこなった(大林1928d:12-3)。

#### (2) 大林による「社会事業の社会政策化」論と観念論への展開

大林による「階級対立に面して(社会事業の社会政策化の他の一つの考へ方)」からは、大林の苛立ちや苦悩、迷いが感じられる。大林は社会事業について、被支配と被搾取から生じる無産階級の損失や苦悩を緩和救済しており、本来は有産階級が責任をもつべきことを社会事業が担っているため、社会事業は有産階級の利益と搾取に奉仕していると批判した。大林は、社会事業には階級対立を解決できず、むしろ存続させて闘争を長引かせるだけなので、社会事業が本来の目的を貫徹するためには法的強制を伴い、階級対立を解決できるような社会政策に進展しなければならないと主張した。労使協調は支配搾取階級の搾取を前提とする譲歩であり、少ししか要求を受け入れず、階級の排除には役立たないため、労働者による自主的支配が重視された(1928e:57-9)。この論文では社会事業と社会政策について、それぞれが独自の目的と対象、機能を果たす「別個の存在として成立する(両者には代替や補完という関係もある)」と認識されるのではなく、「社会事業が社会政策へと発展する」と捉えられていた。その意味では確かに「媒介なしの結合」である。

その後の「弁証法的唯物論は何を語るか—社会事業への適用—」では、社会事業は全体系から孤立した事象としては理解できず、全体系の推移と共に推移するとされ、闘争は「事物の矛盾対立から生じる」と説明された(1929a:51-2)。

そして「失業と貧乏の理論と実際—『資本論』に現はれた貧乏問題と最近の事情—」では、アメリカの雑誌から機械の導入による「合理化」と失業の増加を紹介し、マルクスの『資本論』を引用して、資本主義社会において貧困の解決は不可能であると主張した(1929b:



1-12)。この論文は実証性に欠けた直訳的なものであり、観念論的に感じられる。

大林の「社会事業に於ける全体主義と自由主義」における、従来の社会事業は個人主義を基礎とする自由主義的な社会事業のため、それが全体社会の一体系に改組されることは当然の成り行きであるという記述は、論理のつながりが不明瞭なように思われる。全体主義では当該社会の民衆の利害がどの程度反映されるのが重要であり、全体主義が封建的な独裁を意味するものであれば、社会事業にとって最も重要な、開拓者的なイニシアティブの精神が喪失させられ、大衆的自由主義の精神が抹殺されて、社会事業の目的を誤らせられるという記述もある（1937：6-7）。この論文には戦時体制への翼賛性と「抵抗」が含まれているため、両義性が感じられる。

### (3) 昭和期における大林のセツルメント論

大林の「階級対立に面して（社会事業の社会政策化の他の一つの考へ方）」が公表された1928（昭和3）年11月の7か月前に、大林による「セツルメントの時代の提唱」が公表された。この論文では、過去の社会事業（個人主義的社会事業）は大衆に対して、体系的・統一的な活動をおこなわず、経済や政治、哲学などで個人主義が時代錯誤といわれるなかで、社会事業が独善的・超越的に個人主義であるならば時代の要求にこたえていないため、過去の社会事業が以下の三段階の揚棄をおこなうことが提唱された（1928a：11）。

「個人主義の社会事業（原始的社會事業）はその發達の過程に於て先づ豎の社會連帶主義（各階級協同主義）に依つて揚棄せられ、次いで又横の社會連帶主義（民主主義）に依つて揚棄せられ、更に温情主義の旧思想殻内より脱して権利義務關係に於て、試

練せんとしてゐるのである」（大林 1928a：12。傍点は原著による）

大林は、社会事業—隣保事業—セツルメント事業—セツルメント運動という發達の過程により、社会事業のなかでもセツルメント運動だけは、前述の三段階の揚棄を安全に通過できたと述べた（1928a：12）。

大林が社会事業のなかでもセツルメント運動を特別扱いしたのは、セツルメントの「運動性」による。大林は「セツルメントは社会事業か社会運動か？」という問いについて、「社会事業を源として社会運動に至った」と評価した。社会事業は社会の経済組織の根本にふれずに社会の部分的又は漸進的改良を試みるが、社会運動は「無産階級の自己解放運動」である。そして無産階級にはセツルメントに参加する知識的素養のある人々も含まれるため、セツルメントは社会運動に該当する。しかし資本主義制度を擁護する政治的主体が設置した官立は、セツルメントではなく資本主義的隣保事業である。また、当時のセツルメントのなかには（大学拡張運動などで）セツルメント運動に到達しているものや、社会連帯主義を報じて労使協調主義のものもみられた（1928a：14）。大林によるセツルメントの「運動性」への着目は肯定できるが、マルクス主義と異なり資本主義経済を否定せず、社会的キリスト教や協同組合主義の立場を取るセツルメントを「社会の経済組織の根本にふれない」と理解するものは、「セツルメント運動には到達していない」と批判されるようである。

大林は事後的社會事業について、その社会を組織し統制する政治主体と、その政治主体が依つて立つ社会の政治経済的構造の欠陥から發生するものであり、政治主体は社会の政治経済的構造の改革に反対して現状維持を固

守しているため、政治主体が事後の社会事業の責任を果たさなければならないと説明した。そしてセツルメントでは、労働者の覚醒と指導教育という観点から、教育的セツルメントが重視された（1928a：15-7）。この論理展開は、「大林、川上論争」の延長上にある。

前述の論文の2年後に公表された「社会事業におけるセツルメントの地位」では、「予防」という視点が取り入れられた。大林によると、社会悪の根源は階級分裂に根ざしているが、それまでの社会事業はその根本事実に通って問題を解決しようとはせず、それを社会事業の範囲を超えるものとみなして、事後の救済策に専心してきた。事後の救済策が専門化・分業化して、全体としての実社会からかけ離れた専門的・部分的な分業内に閉じこもり、総合的な社会生活から縁遠くなるおそれが生じたため、そのような動きへの反動として「素人の社会事業」であるセツルメントが生まれた。セツルメントは、社会事業が自らの殻に閉じこもって専門化し、窒息しないように、社会事業を一般実社会の大衆と密接な関係に置く役割を果たす。それゆえにセツルメントの本質は、大衆が特殊社会事業の対象にならないように予防することであり、救済よりも防貧の役割を果たす（1930：13-4, 17）。

セツルメントが予防的救済に重点を置き、対象を特定の間人ではなく一般大衆に置くことは、セツルメントが従来の社会事業と比べて社会運動の性質を有することにつながる。社会運動は社会事業と違って社会悪の根源に通る、まずは経済的に、その後観念的に解決しようとするが、セツルメントは経済的ではなく、彼ら自身を隣人の前に投げ出す、という点で社会運動とは異なる。しかし社会運動で経済的解決をするためには、貧困などの根本原因について一般大衆に把握させ、覚醒

させなければならず、セツルメントも勤労大衆の覚醒に力を入れているため、従来の社会事業とは異なり、社会運動と趣旨を共有する。特定の人ではなく無産大衆を対象とする点でも、セツルメントと社会運動は軌を同じくする、というのが大林の主張であった（1930：17-9）。

「セツルメントによる無産大衆への教育」という考え方は、これまで述べた大林のセツルメント論では壁に突き当たらない。しかし柴田謙治（2017）で述べたように、その数年後に展開された牧賢一のセツルメント論は、大林に近い用語法が用いられたのにもかかわらず、社会的・思想的障壁に突き当たった。

#### 第4節 志賀志那人の生涯と理論、思想

##### (1) 志賀志那人の生涯

研究者であった大林宗嗣のセツルメント論は、海外の文献に依拠したセツルメントの紹介から始まり、無産大衆への教育に帰結した。一方実践者であった志賀志那人のセツルメント論は、実践を基盤として協同組合論へと発展した。

永岡正己によると、志賀志那人は1892（明治25）年に熊本県阿蘇郡産山村で生まれ、その後熊本で聖公会に受洗した。東京帝国大学で社会学を専攻し、同大学の基督教青年会で社会問題への関心を深めて、卒業後は大阪基督教青年会に赴任した（2006：22-4）。

志賀は1919（大正8）年に大阪市役所に就職したが、翌年に米騒動時の救済事業寄付金の残金が寄付され、大阪府では方面委員制度創設に用いられ、大阪市では「中産階級以下の娯楽機関として市民館創設資金」に用いられた。市民館を設立する計画の段階では島村育人が中心であったが、島村の退任により志賀が準備を引き継いで、1921（大正10）年6

月に日本初の公営セツルメントとして、大阪市立市民館が開設された（永岡 2006：25－6）。

当時の大阪市立市民館の事業は、身上相談、法律相談、健康相談、職業相談、講演会、各種講習会、文化的慰安娯楽、クラブ活動、図書室、貸室、保育、授産講習、貯金会、生業資金貸付、歯科診療などであった。保育やクラブ活動には若いボランティアの参加を求め、地域組織化の視点とケースワークの視点を両立させるために調査も実施した。近隣の地域組織に呼びかけて善隣会を結成し、町内会の組織化も進め、協同組合方式で露天保育所も開設し、後には愛隣信用組合も設立した。大阪市立市民館には、ジェーン・アダムズも訪れた（永岡 2006：28－31）。

志賀は大原社会問題研究所や賀川豊彦とも連携し、国際セツルメント協議会の委員も務めた。大阪市立市民館は1926（大正15＝昭和元）年に「北市民館」へと改称し、志賀は後援会や大阪セツルメント連盟も結成した。志賀は1935（昭和10）年に、山口正の退職を受けて大阪市の社会部長に就任した。その2年前には川上貫一や三木正一らが検挙され、協同組合も制約されるなど難しい時期でもあった。根っからの民主主義者であり、夢をもつ人であったといわれる志賀は、1938（昭和13）年に急逝した（永岡 2006：30－3）。

## （2）志賀志那人の理論と思想

柴田善守によると、志賀の根底にはキリスト教の信仰があり、大阪市の社会部長に就任する以前に主要な論考を執筆した（1981：418）。

また永岡正己は志賀志那人について、以下のように評している。

「彼は社会学とキリスト教社会倫理を基礎にして協同社会論、人格的教育論、民衆文

化論を民主主義の思想に重ね合わせた。そして労働調査や北市民館での地域実践の過程で社会問題への関心と分析の方法を新たに身につけ、セツルメント運動にその理論の基礎を置いた。さらに社会運動と社会事業に取り組む進歩的な人々との交わりの中で次第に自らの思想を鮮明にした」（2006：35）

志賀の論考はセツルメント論、協同組合論、社会事業論および組織論、保育、娯楽、産児調節などのエッセイに分けることができるため（永岡 2006：36）、次節以降では志賀の社会事業論、隣保事業論、協同組合論の順に論述したい。

永岡はまた、志賀の社会事業の理論と実践について、①北市民館長就任まで（実践方法の形成を模索する初期の時期）、②北市民館長としてセツルメントと協同組合の方法を展開してゆく時期（大正デモクラシーの流れのなかで）、③社会事業論争にかかわりながらセツルメント論を深め、社会事業の理論と実際の課題を受け止めようとした時期（昭和恐慌期の矛盾の深化と社会運動の展開のなかで）、④社会部長赴任により、社会事業行政全体に取り組み、時代の変化に対応しようとした時期（準戦時体制への移行のなかで）、の4段階に時期区分した（2006：34）。

それ以外にも、志賀が熊本中学校時代に身体検査で不合格になり、軍人として国家に貢献できなかったことに自責の念を持っていたという指摘や（森田 2006b：243）、志賀は穏健な労働組合や協調会の社会政策学院では講演や講義をおこない、賀川豊彦が校長を務めた大阪労働学校でも「民衆芸術論」を担当したが、極左的な労働運動とは距離を置いたという指摘も、志賀の立場と思想を物語るのかもしれない（久保 2006：146－51）。

志賀志那人はさまざまな雑誌に寄稿したが、そのなかでも主要な論文は、志賀の没後3周年忌を記念して1940（昭和15）年に出版された『社会事業随想』に収録された。『社会事業随想』は1981年に柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』に再掲されたため、以下1981年版を用いて考察したい（柴田善守1981：415）。

## 第5節 志賀志那人の社会事業論

### (1) 社会事業の対象論

永岡によると当時の社会事業の本質論をめぐる対立のなかで、志賀はマルクス主義でも社会連帯論でも観念的体系論でもなく、社会民主主義的な立場に身を置き、運動的で実際の独自の位置を占めていた（2006：35）。

志賀の社会事業論における「対象論」は、1935（昭和10）年に『社会事業研究』に掲載された「社会的疾患と社会事業」から読み取ることができる。志賀は、社会問題の台頭や社会不安の激化は、資本主義社会の根本原理によるものであり、現代社会の根幹は生産物の貨幣を媒介とした交換だが、利潤の追求が第一義となるため、人々は本質的には孤立した存在となると指摘した。労働者は資本家に対して従属的で不利な立場に立たざるを得ず、労働者が過剰になると労働力の価格は低下させられ、労働者の賃金が低下して生活は窮乏化し、資本家階級と労働者階級の闘争が惹起すると述べた（志賀1935 = 1981d：200 - 1）。今日的な視点では普通の記述のように感じられるが、当時の日本における社会科学の水準や学問をめぐる状況を考えると、筆者は一定の水準には到達していると評価する。

志賀によると、資本主義の発達に伴う貧困、疾病、犯罪等の社会的疾患を予防し、除去するためには社会経済組織の根幹に触れる問題

の是正が要請されるが、根本的是正を加えずに社会的疾患を救治し、予防するのが社会政策と社会事業の役割である。社会政策は社会の内在的矛盾から生じる問題（失業問題、労働者問題、貧困問題、農村問題）を国家権力によって解決しようとするものであり、社会事業は同じく内在的矛盾から生じる社会の疾患を現実に救治し、予防する（志賀1935 = 1981d：201）。マルクス主義が資本主義経済の根幹レベルから問題の是正を求めるのに対して、「社会的疾患」という用語を用いて、社会政策論も視野に入れつつ、救治と予防という役割を示した点は、山口正と同様に、当時の「社会政策」と「社会事業」についての概念的な切り分けを採用したと推察される。「概念的な切り分け」とは、社会政策は社会問題に立法で対応し、社会事業は社会の疾病の治療と予防をおこなうという思考法や用語法であり、社会事業は社会政策を助成するものとして位置付けられることもあった（玉井・杉田2016：127 - 8）。

また以下にあげた中小企業へのまなざしと、生活必需品の生産は民衆にも必要なので、そこで若干の問題があってもやむを得ないが、少数の豊かな者に向けた贅沢品の生産については問題を容認できないという志賀の記述には、大胆さも含まれていた。

「しかし労働は商品にあらずと謂ふ鉄則があり、工場法などの厳重な取り締まりがあっても利潤のために無限の間道が見せられつつあることを記憶して貰ひたい。特に家庭工業と工場工業の中間にある小工場の悲惨な有様は少しも改善されてゐない事は最も注意を要する問題である。だが私は幾分の不満を忍んでそれが多数民衆の需要を充たすための所謂生活必需品の生産における場合に就いては、よりよい方法を見出さ

れる迄多少の犠牲もやむを得ないとあきらめるが、少数の或いは一時の贅沢と虚栄のための生産に対してはこの犠牲はあまりに尊い高価に過ぎると謂はなければならぬ」（志賀 1927 = 1981 : 390）

## (2) 社会事業の定義

志賀は、初期の社会事業は愛と慈善の思想に基づく救済事業であったが、「社会全体の幸福増進のための救済」という社会連帯思想の普及により、社会の疾患の除去や予防が社会の責任や義務として求められると主張した。そして私営以外に公営の社会事業も増えるなかで、社会事業が取り扱う社会の疾患では労働問題も関連する貧困、疾病と犯罪が重要であると述べ、予防的な観点を導入した。社会事業の主要事業は、既に貧困に陥ったか、又は将来陥るおそれのある個人や集団の救治、予防に向けられる（志賀 1935 = 1981d : 202 - 1）。「将来陥るおそれのある個人や集団」ということばは、1950（昭和25）年に社会事業研究所が作成して、第5回国際社会事業会議に提出した定義を想起させる（仲村 1991 : 15）。

「現代の社会事業が貧困の予防救治の手段として、社会構成員の福利のために採る方策は、これを対症的なものと予防的なものとの二つに大別し得るであらう。対症療法としての事業は、救護事業、失業保護事業等がその主なるものであり、予防療法としての事業は経済保護事業がその主なるものであると謂へよう。勿論何れの事業においても予防と救治が楯の両面をなしてゐることは謂ふまでもない」（志賀 1935 = 1981d : 203）

志賀が予防的な事業として経済保護事業を

挙げたのは、救貧的であった社会事業が、住宅供給や改善、公設市場、公益質舗、公設浴場、共同宿泊所、公設食堂などの経済保護事業により、積極的な防貧へと進むことを期待したためであった（志賀 1935 = 1981d : 205）。この論文の公表の3年前には救護法が施行され、3年後には社会事業法が制定され、社会事業も伝統的な事業中心から、ニーズに応えた多様な事業が拡大する時期であったことも、志賀の予防的社会事業論に影響を与えているように思われる。志賀による経済保護事業への着目は、今日の地域福祉論における「コミュニティビジネス論」につながる面もある。

志賀が「民衆の社会事業」論を、前述の予防的社会事業論に到達する前に提唱したのは、社会事業の拡大よりも大正デモクラシーの影響によるのであろうか。志賀は「思想は菌なり」において、社会事業家に慎んでほしいこととして、富豪の寄付金探索と搾取階級に対する搾取合理化運動、思想善導と称する運動に当たる人々が専売品の如く振りかざす団体観念の押し売りを挙げた（志賀 1928 = 1981b : 337）。

そして同年の6月に公表された「民衆の社会事業」において、従来の「社会事業家の社会事業」とは異なる「市民のための事業」という観念により、市民が実現する社会事業を提唱し、社会事業家が対象化した人々を「主人扱い」にし、社会事業家は市民をつなげ、市民を社会事業の運営に参加させるように技術を用いることを提唱した（1928 = 1981c : 353）。この論文で志賀は以下のように、経営と思想の立場を明らかにした。

「昔から財源難は如何なる事業にも影のやうに就いて廻つてゐる。そこに工夫の面白さがある。寄付金を仰ぐのもよからう。財

源を索めるもよからう。しかし我々はこの種の財源に一種の恐怖を感じる」(志賀 1928 = 1981c : 352)

「多くの予算を取ることを誇る時代は過ぎ去った。それは経営合理化時代には恥辱である。今は如何にして予算を少なくし事業を徹底せしむべきかを考へる時である」(志賀 1928 = 1981c : 353)

「途は幾筋もある。同時に独りで歩き得る途は一筋である。最左翼も最右翼も中央も途である。あちらでもない、こちらでもないでは日は暮れる。我々は真ん中の途を歩まう。そこには施しがなく支配がない」(志賀 1928 = 1981c : 353)

右田紀久恵は、志賀がそれまでの私営社会事業をブルジョアジーのものであり、大衆を救済される立場にしていると批判して、私営社会事業を大衆の組織化にあたる前衛と位置付けたことを、右田の〈補充・代替=先導・開発〉と軌を一にすると評価した。志賀が社会事業を「与えるものではない」と明言し、大衆を社会事業の対象ではなく主体と位置付けて参加を促していることが重要だったのである(右田 2006 : 6-7, 2)。

## 第6節 志賀志那人のセツルメント論

### (1) 志賀志那人のセツルメント論の特徴

森田康夫によると、志賀は調査を社会事業の出発点として位置づけ、事業を実施する際には地域の需要を把握するために、必ず実態調査をおこなった。また市民館の開所当初から、相互扶助的な金融組織の結成も視野に入れ、利用者の自主的組織としての倶楽部指導や教育活動、娯楽部門を設け、町内会や貯金

会、管弦楽団、青年会、家庭倶楽部、盲人倶楽部などを立ち上げた。他にも宗教教育や体育部の経営、職業紹介、周辺地域の不良住宅改良問題や巡回看護、底辺労働者向けのホテル経営の改善などにも取り組み、寄付金により生業資金も融通した(森田 2006a : 183-6, 192)。

志賀は、惰性による運営を危惧した。第二市民館の開設を準備した時には、北市民館への財政削減の厳しさや同じ行政からの批判もあって、公営にもかかわらず協同組合的な運営を目指し、後援会も設立した。企業からも協力を得て、職員とボランティアによる研究と親睦のための会も設立した(森田 2006a : 199, 196-7, 206, 209-11, 193)

永岡は、志賀のセツルメント論について、以下のように評価している。

「重要な点は、①セツルメントは『教化』と『隣保組織運動』であり、『社会の協力』と『隣保組織の発達』、『人と人との関係の規正』に基本があること、②労働運動との関係について、労働運動が『全般的大衆』に向かい階級対立の立場に立つのに対して、セツルメントは組合に入れない労働者を対象とする必要があること、そしてセツルメントは『よき組合労働者』を生み出すかもしれないが、労働運動そのものではなく、まだ『創始、試練の時代』『薄弱な基礎』に立つ状況では労働運動との関係はセツルメントの発達を妨げる危険があること、③セツルメントは『社会事業百貨店』ではなく、社会事業の分化の進展に対して事業相互の密接な有機的関係をもつところに重要性があること、を強調している」(永岡 2006 : 37)

また永岡は志賀の理論の危うい面として、公立隣保館・社会館の治安や地域統合の役割

と、自治と民主主義と住民の協同形成の役割との間の葛藤に対して、問題意識が曖昧で樂觀的であったことと、キリスト教的人間観とセツルメントの方法である改良主義的な変革の立場を基軸としたため、史的唯物論にもとづく社会構造や貧困化の認識は、援用することはあっても部分的だったことを挙げている（永岡 2006：38）。このような長所と短所をもちながらも、志賀の著作は人を引きつけ、困難な中で日々行われている社会事業実践を暖かく励ます力をもっていた、といわれている（永岡 2006：41）

永岡が挙げた志賀の理論の危うい面のうち、「史的唯物論にもとづく社会構造や貧困化の認識が部分的である」という評価については、前節の「志賀の社会事業の対象論」で述べたように、筆者は永岡ほど厳格には評価していない。

永岡はこの点について厳密に考察したうえで評価を下したと思われるが、筆者は近年、史的唯物論が複眼性を有せず、他の理論との対話性を欠いて展開する場合には、人権思想や人権に関わる価値観の生成にかかわる議論に、生産的に貢献できなくなったのではないかという疑念をもつようになった（例えば江口英一の理論は、マルクス経済学だけでなく、イギリスの貧困論も基軸とする「複眼性」をもち、常にエビデンスを伴っていた。また江口は、アダム・スミスに言及することもあった）。それゆえに筆者は、少なくとも当時の他のセツルメント論者に比べると、志賀程度に史的唯物論を理解していれば、社会民主主義者としては評価できるのではないかと考えたのである。

賀川豊彦が理想の実現に向けて疾走し、史的唯物論を批判したのに比べて、志賀は現実を見据え、史的唯物論の用語も用いて対話の余地を残した、ということであろうか。

## (2) 志賀のセツルメント論の形成まで

志賀は1928（昭和3年）に公表された「セツルメントの人と組織」において、セツルメントは、研究と運動と事業の機関であり、各セツルメントは強弱の差はあっても、必ずこの三つの色をもっていると述べ、全てのセツルメントを一定の型にはめ、同一の類型と観念するのではなく、分化を認めることを提唱した。この考え方によるならば公営か私営かは大きな問題でなく、事実、公営にも財政難がないわけではない。そのうえで志賀は、職業家が永久の目的を追い、変動なく進むことを好み、化石状態に陥りやすいため、学生に人格の力を発揮することを期待した（志賀 1928 = 1981a：301 - 7）。筆者も、関東や関西のセツルメントを知るなかで、セツルメントは共通の精神を根源とするものの、キリスト教系のなかで教派により運動性は異なり、地域性や資源も異なるため「セツルメントは単一ではない」ことを痛感している。

翌年に志賀は、『大阪市立北市民館年報』の「地に這ひて」という記事で、隣保事業は（人為的に）造るべきものではなく、植林のように、地味だが永遠のものであって、成長を期すべきであると述べた。外国のセツルメントのクラスとかクラブを真似するのではなく、協同組織を生みだし、自治的に育て上げることが重視したのである（志賀 1929 = 1981a：331 - 2）。模倣性よりも本質を重視した、ということなのかもしれない。

1930（昭和5）年の志賀は、多作であったのかもしれない。5月には「何がセツルメントの太初であるか—その下部構造を究明す—」において、「目的によって運動は生まれるが、何が目的を樹立させたかの、基礎付けを究明する」として、唯心論の立場から「非物質である生命を人格化した愛が宇宙を創る」と、賀川豊彦を想起させるキリスト教思想を吐露

した。志賀によると、人生観において本質的な欲求は愛であり、愛や真善美を生かすことで我々の心は快朗となり、喜びや自由を感じる。生の目的は「偉い人」になることではなく、「一をもって他と換へることの出来ぬ独自の人格」という人間観と、「食べるために生きる」という物的社会関係の敵対関係や支配関係や利益社会関係ではなく、「自由の追求や隣人愛の追求による協同社会関係を我々の社会関係とする」という社会観が重要である（志賀 1930 = 1981a : 279 - 83, 285 - 7）。

「一をもって他と換へることの出来ぬ独自の人格」という人間観は、キリスト教的哲学のなかでも、実存主義にあたる。カントによると、徳論の最上の原理において、人間は他者を手段ではなく目的とするのであり、人格としての人間は目的として尊ばれるべきであり、品位（絶対的内的価値）を有する。この点に尊厳（人格性）が存在するため、人間性そのものは尊厳である（Kant 1797 = 1954 : 43, 99, 142）。

志賀は翌月には「セツルメント事業の経営形態」を公表し、セツルメント事業は人間生活の全面に食い込んで根を下ろし、成長を遂げるものであり、寄付金や会員の醸出金などで成立する私営セツルメントだけでは、その膨大な領域にわたる事業を達成できないのではないかと指摘した。セツルメント事業は個別事業と集団の事業の二大分野に分けることができ、相談や個別調査、設備が要らない事業などの個別的な事業は私営セツルメントによってなされるべきだが、集団の事業や研究などは公営セツルメントによってなされるべきである、というのが志賀の主張であった（1930 = 1981c : 297 - 8）。

2ヶ月後に公表された「セツルメントによる教育—無産者教育への一対としての素描的覚書—」では、セツルメントはブルジョワ教

育へのアンチテーゼとなる教育運動の一つであり、立身出世を目指させるブルジョワ教育とは異なって、セツルメントは「自分が良く生きることで隣人もより良く生きられるように生きよ」と教えることを強調した。また志賀は、セツルメントの目的は協同社会の協同的、連帯的作業の精神の建設であると説明し、「他から経済的支持を受けると、その支持者から干渉を蒙るおそれもある」と、私営の陥りやすいリスクも指摘した（1930 = 1981d : 310 - 1）。「自分が良く生きることで隣人もより良く生きられるように生きよ」という箇所は、カントの「内的徳の義務においては、私は私自身の完全性を求めることが私の目的であり、義務でもあるが、外的徳の義務においては、他人を目的として、他人の幸福を求めることが、私の動機であり、義務でもある」という箇所を想起させる（Kant 1797 = 1954 : 46 - 7）。

1931（昭和6）年に公表された「隣保事業と消費組合」では、以下のように苦悩の緩和や社会改良という目的を実現することの難しさも吐露した。

「隣保事業の趣旨は今改めて語るまでも無い事であるが、その性質や方法が如何に変遷してもこの事業発生以来一貫して変わらない事は近隣の薄倖な人々と親しみ、あらゆる方法を講じて幾分でもその苦悩を緩和し、延いてはその附近一体の生活を改善しやうと謂ふのである。社会改良に就いては色々の方策や事業があるけれども、理論や観念の上で立派に見える程それを実際に行ふ事が出来なかつたり、行って見ても案外付け焼刃になって頓斗実効の挙がらないことを随分多く経験した」（志賀 1931 = 1981 : 313）



そして翌年には「公営セツルメントの特徴と欠点」において、公営も篤志の寄付や大衆の支持を受けるようになり、私営も公営に近づいたため、両者の事業面での特徴は確認できなくなり、公営セツルメントの特徴として挙げるのできるものはほとんど存在しないと記述した。公営の形式主義も、監督の下で緊張して職にあたり、規則正しく仕事を進めるためにはやむを得ないという指摘は、現実的である（志賀 1932 = 1981 : 326 - 7）。

### (3) 志賀のセツルメント論の到達点

志賀が大阪市の社会部長に就任する4ヶ月前に公表された「現代における隣保事業の意義と使命」は、志賀のセツルメント論の到達点を示す論文と言ってよいのかもしれない。志賀は、隣保事業の精神、目的、主体、客体、方法及び形態の認識と攻究によって、現代における隣保事業の意義が浮かび上がると、今日でいう「研究の枠組み」を示した（1935 = 1981a : 271）。

隣保事業の精神は、創始時代にはキリスト教的人道主義を根本とし、個人主義的民主主義に基づく社会改良主義に至る。人道主義には友愛が、民主主義には自由と平等が含まれる。この頃の隣保事業には、①旧態依然として、創始時代の精神を墨守しているもの、②意識的に精神を持たず、単なる技術的施設として存在を保っているもの、③単に隣保扶助の観念に立脚しているもの（この観念自体は単なる感情、精神、本能であり、一定の主義系統が備わっていないため、社会問題を解決する社会思想にはならない）、④団体主義の系統に立脚する社会本位的な共同主義 = 社会共同主義によるもの（団体主義は社会を倫理的・政治的・経済的統一体または人格体とみて、国家はその統一体であり、利益社会よりも精神的・道徳的・人格的・共存的な共同社

会に重点を置く）がみられた。最後の「社会共同主義」は、社会の目的と個人の目的を統合して含めるため、現実の社会関係において協同 - 相互扶助の社会関係を発展させて共同組織を作り、全体としての社会的融合と結成を招き、共存共栄の社会を建設しようとするものであり、統制主義的な民主主義が隣保事業の指導原理となる（志賀 1935 = 1981a : 271 - 3）。

また隣保事業の目的は、①自覚を喚起すること、②親密な関係を作ること、③社会生活状態の改善・向上を計ること、④共同社会の精神を醸成し、あわせて共同社会の組織を実現することに集約される。隣保事業の究極の目的は、近隣居住者全体の自覚の向上を計り、近隣社会における共同社会関係、つまり隣保相扶の思想の促進、充実、発展を期し、それによって共同社会組織の実現を企図することであり、直接の目的は近隣居住者の精神的、生理的、経済的及び社会的問題による、社会生活関係の不調和などを調整し、社会人格として浮かび上がらせることであった（志賀 1935 = 1981a : 273の記述を一部改変した）。

そして隣保事業の主体については、私営以外の公営の多さを日本に特有の傾向と述べ、主体だけでなく、従事者についても意識する必要があると指摘した。職業的社會事業家が任にあたり、篤志共働者がそれを援助するという関係である（志賀 1935 = 1981a : 273 - 4）。

隣保事業の客体は、細民地区の居住者だが、「社会層」は貧民大衆から勤劳無産者や小市民という、一般無産者層に変遷した（志賀 1935 = 1981a : 274）。

隣保事業で用いられる方法の実践的指導原理は、隣人との「人格的な接触」である。一時的接触ではなく常時の接触であり、接触による人格の交流作用は、より民主的かつ自治

的な協力となり、接触による精神的結合を基礎として、互いに隣人として苦楽を共にする。教壇からのアカデミックな方法ではなく、同じ地位からの職員によるサービスに教育的要素が加味されるため、内部に潜む力である、潜在力が引き出される（志賀 1935 = 1981a : 274 - 5）。ここでは、「苦楽を共にすることによる結合」という記述が重要であり、前述したアマルティア・センのケイバピリティ論やソーシャルワークのエンパワメント論が想起される。

隣保事業の形態は、社会事業の①救治的形態、②予防的形態、③建設的ないしは改良的形態のうち、②の予防的形態や③の建設的ないしは改良的形態である。救治的形態をおこなう場合は救治が目的ではなく、②予防的形態や③建設的ないしは改良的形態へと移行することが目的である（志賀 1935 = 1981a : 276）。

志賀はこのような考察を経て、以下のような隣保事業の概念を示した。

「隣保事業とは公私の適当なる職員を中心とし、これに篤志共働者が協力して、スラムを内核とする細民地区とそこに居住する主として一般勤労無産者及び小市民層に対し、全体としての社会的融合と結成とを企図する社会共同主義のもとに、教育的且つ民主的、自治的協力をもつ人格的接触の方策に基づき、細民地区の共同社会への組織化ならびに隣人居住者への社会人格への向上を目的として、精神的、生理的、経済的及び社会的欠陥による隣人の社会生活関係の不調和或いは異常を調整せんとするところの、公私一切の計画的なる予防的乃至建設的な組織的努力である」（志賀 1935 = 1981a : 276 - 7）

#### (4) 「隣保事業の再検討」

志賀は前述の論文を公表した2ヶ月後に「隣保事業の再検討」を公表し、社会共同主義や組織化の方法として協同組合を示した。当時、利益社会的関係が濃厚になるなかで、中産階級以下の家族と緊密に接触を保つためには、「利害の打算」で対象を誘引することが容易であり、対象の要求にも妥当するため、隣保事業で協同組合は重要な任務を帯びたのである（志賀 1935 = 1981b : 290 - 1）。

当時協同組合に対しては、購買力をもたない者には不利益だという非難があった。志賀はそれに対して、協同組合の対象として不適当と思われる極貧者には、その必要に応じて適当な指導や救済を与え、協同組合組織の一員となれるところまで扶助することが先決の問題であり、隣保事業が協同組合を組織化することによって、組合員世帯の生活状態や要求を知り、それらに応え、適当な指導を与えられると反論した（志賀 1935 = 1981b : 292）。

右田紀久恵は、志賀が「大衆」や「市民」ということばを使用していることを、地域福祉論で用いる「住民」と読み替え、大衆（住民）を主体と認識し、その力に信頼を寄せていると評価した（2006 : 4 - 5）。

### 第7節 志賀志那人の協同組合論

#### (1) 志賀志那人の協同組合論の特徴

西野孝は、北市民館の事業の中で代表的かつ理念を示すものは保育組合と愛隣信用組合であると述べ、初期の北市民館には、批判されるような問題点は少なく、むしろ民営セトルメント以上の活動をしていたと評価して、市民館の史的意義を、①住民主体の原則、②自己責任の原則、③地域力開発の原則、④協同社会づくりの原則、⑤共同歩調の原則に要

約した（2006：52, 61, 62 - 4）。

保育組合は、日本で最初に協同組合による保育所を設立し、子どもたちを郊外に引率する「自然中心の保育」をおこなった。保育組合の根底には、「自分の力だけでは子どもを立派に育て上げることは困難である」という認識があり、貧困な組合員には組合費の減額や免除もおこなった。親たちの要望により開かれた第1回運動会では、親たちが運動会の準備と進行をおこない、運動会では親たちの職業上の利点が活かされた（福元 2006：97, 99, 100, 105）。

小田康徳によると庶民金融機関として愛隣信用組合を設立したのは、小営業者が既存の金融機関を利用することが困難であったためである。志賀は住民との対話から協同の意義と市民の自治的な工夫の大切さに気づき、一日一銭貯金や共励貯金会、愛隣信用組合の創設などの発想を得た。特筆されるのは、信用組合が市民館の直営事業ではなく市民有志の結合によったことであり、志賀は産業組合大阪市部会も設立し、大阪市昭和信用組合長も歴任した（小田 2006：69, 72 - 3, 80, 86）。

## （2）志賀志那人の協同組合論と自治論への展開

志賀は「ロッヂデイル綱領に基ける協同保育」において、社会事業が協同組合運動に進出する例が少ないことを嘆き、自分自身も社会事業家としての使命に忠実だったが、「谷自身をその内在的に力によって隆起させる作業」があることを忘れていたため、賢明ではなかった、と反省の弁を述べた。議論を完全にするためには、協同組合のみを強調するわけにはいかないが、弱く、孤立した隣人の要求を充たすべき事態が急迫していたのである。具体的には、幼稚園が足りず入園競争となったため、前述の保育組合を設立して、個人的

手段ではなく団体的手段により、共同の必要を充たしたのであった（1929 = 1981b：248 - 9, 250 - 3, 256）。

右田紀久恵は上述の「内在する」を「住民の主体力」を意味すると指摘し、今日のコミュニティワーカーを語るような斬新さと普遍性を指摘した（2006：10）。筆者も右田に同意し、マルティア・センのケイパビリティ論やソーシャルワークのエンパワメント論、そして本田哲郎神父による「谷は身を起こし、自分がこうありたいと願うことを意思表示することによって、山や丘も協力の必要に気づくようになる」という主張との共通性を付言させていただきたい（本田 2006：43）。

そして1930（昭和5）年には「社会事業の自主的経営に就いて」で、以下のように宣言した。

「1930年は『実践』の時代である。

なぜであるか。

既に『理論』がひとまづ清算され尽くされたからだ。然るに、理論としての理論は無意味である。『人間は彼の思惟の真実性を実践において証明しなければならぬ』（志賀 1930 = 1981c：213）

右田紀久恵はこの文章について、志賀の協同組合論がマルクス主義者から批判されても、実践が社会事業の存在価値であるとして、空虚な理論による社会事業理論を退けた、と評価している（2006：3）。

そして志賀は、人間社会を進化させ、社会の歴史を作る役割を果たす大衆は、組織化されないと烏合の衆で終わるため、私営社会事業が前衛の役割を果たし、大衆を組織化することを提案した。このような社会事業化の形態は協同組合であり、協同組合の協同主義は

愛を原理として出発するため、互いの愛の実践によって協同社会を建設するという理想を示したのである（志賀 1930 = 1981c : 225 - 8）。

志賀が1934（昭和9）年に公表した「絶貧郷」には、環境が恵まれているわけではない因島の重井村が20年連続租税完納村として表彰されている背景として、村の全戸主が集合して統治者から財政や教育、土木、衛生、産業等の実情と指導精神を聞き、意見を述べるという自治的な慣習があったことが記されていた。なかでも貧困の予防に貢献したのは、村の共有地を生活困難な人に無年貢に等しい地代で耕作させ、自立を助長する「交換畑」であった。在来者・転入者を問わず、村の協議会で議論して一貸与期間5年間耕作を許可し、租税等の滞納や畑の荒廃があれば使用禁止、期間中でも自立更生すれば引き上げて、他の必要な人に貸す、という手法であった（1934 = 1981 : 342 - 5）。二宮尊徳のような知恵をもとに、報徳運動よりも民主的に展開されたように感じられる。

右田紀久恵は志賀のこの論文から自治への関心を読み取り、中央政府の改組再編に対して、公私の役割分担と介入の限界を定めることの必要性を説いた（2006 : 11）。志賀が訪れた因島の重井村は今日では因島の重井である。現在、因島は尾道市に含まれるが、廃藩置県後は御調郡に含まれていた<sup>4)</sup>。御調郡というと、かつて公立みつぎ総合病院の山口昇医師が、地域包括ケアシステムを提唱したことを想起させる（太田 2014 : 2）。

志賀は1935（昭和10）年には「社会事業経営の一新形態」において、社会事業の財源難や経営難のなかでも救貧事業ではみられない「事業収入」と協同組合に着目した（1935 = 1981c : 208 - 9）。

また1937（昭和12）年の「協同組合と社

会事業」では、「営利の欲望」や「利益社会」とは異なる、「協同社会の一員として、その分に応じた活動を自らの属する社会のために分担する」観念は「自治的組織体」の観念であり、この組織体に属する各人は、その組織体にとって不可欠であり、相互に助けて協同体の保全と発達を達成しようとする、と自治論への展開を明確にした（志賀 1937 = 1981 : 244）。志賀によると、社会の基調が営利の時には利益社会が前面に出て共同社会関係が姿を隠すため、社会的弱者が生成し、社会事業が社会的弱者の発生を予防するためには、協同組合との協力が必要になる。ただし協同組合には、「反産運動」という外部からの圧迫と、組合員の職業に起因する内部の利害対立もある（1937 = 1981 : 245 - 6）。

### おわりに — 本稿で得られた新たな知見

本稿では大林宗嗣と志賀志那人のセツルメント論から、以下のような新たな知見を得ることができた。

第一に、セツルメントの精神（価値）として大林は自由と「全人愛」を挙げた。志賀もまた友愛・自由・平等を挙げ、実存主義的な人格論も展開し、社会民主主義の立場から人権思想を提起した。

第二に、セツルメントの目的として大林は無産階級への開発的な社会教育という方向を重視し、志賀は地域住民の自覚の喚起と人格の発達、社会生活状態の改善・向上、近隣関係の涵養、共同社会組織の実現を挙げて、協同組合という方向を重視した。

第三に、両者の方向性は異なるが「客体」についての認識には共通する点も多い。大林は社会事業やセツルメントの対象となる問題について、資本主義社会における労働力の搾取に起因し、物質的及び精神的欠乏が引き起

こされる、という構造的な認識を示し、それゆえに開発的な社会教育を重視した。志賀もまた、資本主義経済における貨幣を媒介とした交換のなかで、労働力の過剰により労働力価格の低下と賃金低下、窮乏化がみられるという構造的な認識を示し、「潜在力を引き出す」ことを重視した。セツルメントが貧困の量的な側面ではなく質的な側面に対応することが示唆され、ケイパビリティやエンパワメント論を想起させる記述が共通点と言える。ここから志賀の「対象を主体化する」という、後の「住民主体」につながる発想が生じたように思われる。

第四に、「社会政策と社会事業、セツルメントの関係」について大林は十分に深めなかった。しかし志賀は、労働問題と貧困の関連を認識して、社会政策は失業や貧困に対応し、社会事業は救済と予防をおこない、私営社会事業は後に言う「先導性・開発性」を目指すという、補充性と呼びうる認識を示した。

第五に、「方法」について大林は「事業は二次的」として、コミュニティワークと社会改良を示した。また「差別観を排斥する」ことは、今日でも重要である。志賀は「セツルメントの多様性」という認識に立ち、社会改良を実践することの難しさを吐露しながらも、輸入性や模倣性よりも自治的な育成を重視し、自治的組織としての協同組合論にセツルメントの運動性を託した。右田のことばを模倣させていただくと、この時期のセツルメント論はまさに「温故知新」である。

## 【文献】

アマールティア・セン（鈴木興太郎訳、1985 = 1988）「福祉の経済学—財と潜在能力」岩波書店（Amartya Sen “Commodities and Capabilities”）  
 福元真由美（2006 = 平成18）「北市民館保育組合における母親の協同と郊外保育」志賀志那人研

究会（代表・右田紀久恵）『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』和泉書院  
 本田哲郎（2006 = 平成18）『釜ヶ崎と福音』岩波書店  
 インマニュエル・カント（白井成充・小倉貞秀訳、1797 = 1954）『道徳哲学』岩波書店（Immanuel Kant “Metaphysik der Sitten. Zweiter Teil : Metaphysische Anfangsgrunde der Tugendlehre”）  
 川上貫一（1926 = 大正15・昭和元）「私的社会事業の有用と価値—再び大林氏の『社会事業方向転換論』に就て」『社会事業研究』第14巻第8号（復刻版第1刷、1976年、文京出版）  
 川上貫一（1927 = 昭和2）「時評 社会事業雑感」『社会事業研究』第15巻第3号（復刻版第1刷、1976年、文京出版）  
 川上貫一（1930 = 昭和5）「私設社会事業の方向転換」『社会福利』第14巻第3号  
 久保在久（2006 = 平成18）「北市民館と大正デモクラシー」志賀志那人研究会（代表・右田紀久恵）『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』和泉書院  
 森田康夫（2006 = 平成18a）「志賀の市民館運営とそのネットワーク」志賀志那人研究会（代表・右田紀久恵）『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』和泉書院  
 森田康夫（2006 = 平成18b）「資料・志賀『軍隊日誌』」志賀志那人研究会（代表・右田紀久恵）『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』和泉書院  
 永岡正己（1979 = 昭和54）「補章 戦前の社会事業論争」真田是編『戦後日本社会福祉論争』法律文化社  
 永岡正己（2006 = 平成18）「志賀志那人の生涯と社会事業実践の思想」志賀志那人研究会（代表・右田紀久恵）『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』和泉書院  
 仲村優一（1991 = 平成3）『社会福祉概論（改訂版）』誠信書房  
 西野孝（2006 = 平成18）「社会福祉史からみた『北市民館』の位置」志賀志那人研究会（代表・右田紀久恵）『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』和泉書院  
 大林宗嗣（1925 = 大正14 = 2008）『セツルメントの研究（復刻版）』、慧文社  
 大林宗嗣（1926 = 大正15・昭和元 = 1976a）「社

- 会事業に就いての一の考へ方』『社会事業研究』第14巻第5号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1926 = 大正15・昭和元 = 1976b）「社会事業直営に就いて（川上氏の批評に答へて）」『社会事業研究』第14巻第7号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1927 = 昭和2 = 1976）「私の労働者教育観」『社会事業研究』第15巻第5号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1928 = 昭和3 = 1976a）「セツルメントの時代の提唱」『社会事業研究』第16巻第4号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1928 = 昭和3 = 1976b）「社会事業と社会運動」『社会事業研究』第16巻第5号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1928 = 昭和3 = 1976c）「新社会政策への主張に就いて」『社会事業研究』第16巻第7号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1928 = 昭和3 = 1976d）「社会事業と社会政策に就いて」『社会事業研究』第16巻第8号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1928 = 昭和3 = 1976e）「階級対立に面して（社会事業の社会政策化の他の一つの考へ方）」『社会事業研究』第16巻第11号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1929 = 昭和4 = 1976a）「弁証法的唯物論は何を語るか—社会事業への適用—」『社会事業研究』第17巻第3号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1929 = 昭和4 = 1976b）「失業と貧乏の理論と実際—『資本論』に現はれた貧乏問題と最近の事情—」『社会事業研究』第17巻第6号（復刻版第1刷），文京出版
- 大林宗嗣（1930 = 昭和5）「社会事業におけるセツルメントの地位」『社会事業』第14巻第3号
- 大林宗嗣（1937 = 昭和12 = 1976）「社会事業に於ける全体主義と自由主義」『社会事業研究』第25巻第9号（復刻版第1刷），文京出版
- 小田康徳（2006 = 平成18）「志賀志那人の思想的発展と愛隣信用組合」志賀志那人研究会（代表・右田紀久恵）『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』和泉書院
- 大橋謙策（1978 = 昭和53）「社会問題対応策としての教育と福祉」小川利夫・土井洋一編著『教育と福祉の理論』一粒社
- 太田貞司（2014 = 平成26）「『地域包括ケアシステム』とは何か」公益財団法人日本生命済生会『地域福祉研究』公2（通算42）号
- 柴田謙治（2017 = 平成29）「戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の定義，目的と人権思想」金城学院大学論集（社会科学編）第14巻第2号
- 柴田謙治（2018 = 平成30）「戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の対象と運営主体，実践方法をめぐる議論」金城学院大学論集（社会科学編）第15巻第1号
- 柴田善守（1981 = 昭和56）「山口正と志賀志那人」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人（1927 = 昭和2 = 1981）「消費者の権威」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人（1928 = 昭和3 = 1981a）「セツルメントの人と組織」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』，鳳書院
- 志賀志那人（1928 = 昭和3 = 1981b）「思想は菌なり」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人（1928 = 昭和3 = 1981c）「民衆の社会事業」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人（1929 = 昭和4 = 1981a）「地に這ひて」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人（1929 = 昭和4 = 1981b）「ロッヂアイル綱領に基ける協同保育」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人（1930 = 昭和5 = 1981a）「何がセツルメントの太初であるか—その下部構造を究明す—」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人（1930 = 昭和5 = 1981b）「セツルメント事業の経営形態」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人（1930 = 昭和5 = 1981c）「社会事業の自主的経営に就いて」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院
- 志賀志那人（1930 = 昭和5 = 1981d）「セツルメントによる教育—無産者教育への一対としての素

描的覚書—」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院  
志賀志那人（1931 = 昭和6 = 1981）「隣保事業と消費組合」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院  
志賀志那人（1932 = 昭和7 = 1981）「公営セツルメントの特徴と欠点」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院  
志賀志那人（1934 = 昭和9 = 1981）「絶貧郷」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院  
志賀志那人（1935 = 昭和10 = 1981a）「現代における隣保事業の意義と使命」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院  
志賀志那人（1935 = 昭和10 = 1981b）「隣保事業の再検討」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院  
志賀志那人（1935 = 昭和10 = 1981c）「社会事業経営の一新形態」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院  
志賀志那人（1935 = 昭和10 = 1981d）「社会的疾患と社会事業」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院  
志賀志那人（1937 = 昭和12 = 1981）「協同組合と社会事業」柴田善守編『社会福祉古典叢書8 山口正 志賀志那人 集』鳳書院  
玉井金五・杉田菜穂（2016 = 平成28）『日本における社会改良主義の近現代像』法律文化社  
右田紀久恵（2006 = 平成18）「温故知新」志賀志那人研究会（代表・右田紀久恵）『都市福祉のバイオニア 志賀志那人 思想と実践』和泉書

院

吉田久一（宇都榮子・永岡正己・長谷川匡俊編）（2015 = 平成27）『日本社会事業思想小史—社会事業の成立と挫折』勁草書房

## 注

- 1) この段落の文章は、柴田謙治（2018）の「はじめに」の記述と同一である。柴田謙治（2017）で得られた新たな知見を要約するとこのような文章になるため、やむを得ず同一の記述を使用した。
- 2) この段落の文章は、柴田謙治（2018）の「終わりに」の記述と同一である。柴田謙治（2018）で得られた新たな知見を要約するとこのような文章になるため、やむを得ず同一の記述を使用した。
- 3) ベヴァリジ（Lord Beveridge）は、“Voluntary Action — A report on methods of social advance”（1948）George Allen & Unwinの302ページにおいて、（福祉）国家が拡大しても、社会を進歩させる新たな方法を見つけるためには、ボランティア・アクションの存在の余地と活動の奨励が必要であるという、多元主義的な見解を示していた。
- 4) 地名の参照は、ウィキペディアの「因島」（<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%A0%E5%B3%B6#.E5.9C.B0.E7.90.86>）ならびに「御調町」（<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%BE%A1%E8%AA%BF%E9%83%A1>）による。いずれも2017年2月27日12時55分にアクセスした。